

さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会設置条例(令和3年さいたま市条例第13号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の任期)

第2条 委員長の任期は委員の在任期間とする。ただし、委員長が欠けた場合における新たに選任された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第3条 委員長は、委員会開催の日の7日前までに、委員会開催の日時、場所及び協議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(代理)

第4条 条例第4条第2項第2号に規定する市職員につき、任命された委員に事故があるとき、又は委員が欠けるときは、当該委員の職務を代理し、又は補佐する者は、議事に参与し、又は決議の数に加わることができる。

(会議録)

第5条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席した委員
- (3) 審議の経過等

2 会議録には、委員長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(その他)

第6条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。